

学校いじめ防止基本方針

豊中市立緑地小学校
いじめ対策委員会

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

～ 豊中市子ども健やか育み条例(前文)より ～

いじめは、その子どもの内面を将来にわたって深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。

そこで本校では、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切であるという認識のもと、いじめ防止に取り組んでいく。そして、その取り組みの中で、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成していく。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要であると考ええる。

本校では、【『生きる力』を学びとり、共に高まりあう子どもの育成】を学校教育目標としており、その基盤として生命尊重・人権尊重を掲げている。したがって、この目標に相反するいじめは重大な人権侵害事象であるという認識に全教職員が強い姿勢で立ち、ここに学校いじめ防止基本方針を定めることとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ対策委員会」「いじめ事象情報交換会議（生活指導部会）」
「いじめ対応会議」

(2) 構成員

いじめ対策委員会 … 校長、教頭、養護教諭、首席、生活指導担当、各学年代表（学年生指）、人権教育担当者

いじめ事象情報交換会議 … 生活指導部

いじめ対応会議 … 校長、教頭、（養護教諭）、首席、生活指導担当、担任、その他関係職員

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定 …………… 「いじめ対策委員会」
- イ いじめの未然防止 …………… 「いじめ対策委員会」
- ウ いじめの対応 …………… 「いじめ対応会議」
- エ 教職員の資質向上のための校内研修 …… 「いじめ対策委員会」
- オ 年間計画の企画と実施 …………… 「いじめ対策委員会」
- カ 年間計画進捗のチェック …………… 「いじめ対策委員会」
- キ 各取組の有効性の検証 …………… 「いじめ対策委員会」
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し …… 「いじめ対策委員会」
- ケ いじめ事象についての情報交換 …… 「いじめ事象情報交換会議」

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

豊中市立緑地小学校 いじめ防止年間計画				
	1・2年	3・4年	5・6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 縦割り活動班編制 個人カードにより把握された児童状況の集約 人権学習（集団づくり） 地域訪問・通学路確認 （校外生活環境の把握）	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 縦割り活動班編制 個人カードにより把握された児童状況の集約 人権学習（集団づくり） 地域訪問・通学路確認 （校外生活環境の把握）	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 縦割り活動班編制 個人カードにより把握された児童状況の集約 人権学習（集団づくり） 地域訪問・通学路確認 （校外生活環境の把握）	第1回いじめ対策委員会 年間計画の確認、問題行動調査結果を共有 いじめ事象情報交換会議

	1・2年	3・4年	5・6年	学校全体
5月	地域訪問・通学路確認 （校外生活環境の把握） 遠足・校外学習 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握と 学校生活の情報共有）	地域訪問・通学路確認 （校外生活環境の把握） 遠足・校外学習 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握と 学校生活の情報共有）	地域訪問・通学路確認 （校外生活環境の把握） 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握と 学校生活の情報共有）	「学校いじめ防止基本方 針」のHPへのアップロー ド いじめ事象情報交換会議 PTA総会で「学校いじめ防 止基本方針」の趣旨説明
6月	人権朝会 学校生活アンケート 実施・回収、集約及び分析 学校生活アンケート結果 に基づくいじめ事案への 取組	人権朝会 学校生活アンケート 実施・回収、集約及び分析 学校生活アンケート結果 に基づくいじめ事案への 取組	人権朝会 学校生活アンケート 実施・回収、集約及び分析 学校生活アンケート結果 に基づくいじめ事案への 取組 6年生：修学旅行 5年生：林間学舎	学級交流会（児童の実態の把 握と情報共有） 教育相談週間 いじめ事象情報交換会議 幼保小連絡会
7月	仲良し集会 （異年齢との交流） 学活（1学期の振り返り）	仲良し集会 （異年齢との交流） 学活（1学期の振り返り）	仲良し集会 （異年齢との交流） 学活（1学期の振り返り）	いじめ事象情報交換会議 第2回いじめ対策委員会 進捗状況確認 1学期いじめ状況調査 （市教委）
8月				校内研修（集団づくり・支援 教育（発達理解）・授業研究 等）
9月	学活（行事への取組みと集 団づくり）	学活（行事への取組みと集 団づくり）	学活（行事への取組みと集 団づくり）	いじめ事象情報交換会議
10月	運動会 遠足・校外学習 オープンスクール 学校生活アンケート 実施・回収、集約及び分析 学校生活アンケート結果 に基づくいじめ事案への 取組	運動会 遠足・校外学習 オープンスクール 学校生活アンケート 実施・回収、集約及び分析 学校生活アンケート結果 に基づくいじめ事案への 取組	運動会 遠足・校外学習 オープンスクール 学校生活アンケート 実施・回収、集約及び分析 学校生活アンケート結果 に基づくいじめ事案への 取組	いじめ事象情報交換会議 教育相談週間 教育講演会
11月	学習発表会・作品展 （仲間づくりと自己有用 感の育み） 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握と 学校生活の情報共有）	学習発表会・作品展 （仲間づくりと自己有用 感の育み） 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握と 学校生活の情報共有）	学習発表会・作品展 （仲間づくりと自己有用 感の育み） 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握と 学校生活の情報共有）	校区人研 いじめ事象情報交換会議
12月	仲良し集会 （異年齢との交流） 学活（2学期の振り返り）	仲良し集会 （異年齢との交流） 学活（2学期の振り返り）	仲良し集会 （異年齢との交流） 6年生：小・中交流会 （四中・十七中） （学校見学・授業体験等） 学活（2学期の振り返り）	いじめ事象情報交換会議 集団づくり交流会 第3回いじめ対策委員会 進捗状況確認 2学期いじめ状況調査 （市教委）

	1・2年	3・4年	5・6年	学校全体
1月	平和パネル展 仲良し集会 (異年齢との交流)	平和パネル展 仲良し集会 (異年齢との交流)	平和パネル展 仲良し集会 (異年齢との交流)	いじめ事象情報交換会議
2月	学校生活アンケート 実施・回収、集約及び分析 学校生活アンケート結果 に基づくいじめ事案への 取組	学校生活アンケート 実施・回収、集約及び分析 学校生活アンケート結果 に基づくいじめ事案への 取組	学校生活アンケート 実施・回収、集約及び分析 学校生活アンケート結果 に基づくいじめ事案への 取組	いじめ事象情報交換会議 学級交流会(児童の実態の把握と情報共有)
3月	学活(1年間の振り返り)	学活(1年間の振り返り)	学活(1年間の振り返り) 6年生:小・中連絡会 (四中・十七中)	第4回いじめ対策委員会 集団づくり交流会 年間の取組みの検証 3学期いじめ状況調査 (市教委)

5 取組状況の把握と検討 (PDCA)

いじめ対策委員会は、年4回以上開催し、基本方針の策定、年間計画立案、各学期ごとの進捗状況の確認、いじめ対処の検証、基本方針や計画の見直しなどを行う。

また、いじめ事象情報交換会議(生活指導部会)を月1回実施し、いじめ実態の把握に努めるとともに、いじめ事象を掴んだ際には、間髪いれず、事象解消・解決に向け構成員を招集し組織で動き出す。→いじめ対応会議の実施(複数回)

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをすすめていくことからスタートしていかなくてはならないと考える。

そのために、全教職員は、学年や学級の枠を超え、全校児童の様子に対して高くアンテナを張り、些細な児童の行動の変化やいじめ事象の兆候について学校全体で見守っていく。また、事象が発生した時は必要に応じて、PTAや地域、教育委員会や子ども家庭センター、警察等の関係諸機関と連携をして解消・解決に取り組んでいく。加えて、教職員同士が学級の様子や児童の変化について意見を発しやすい状態・雰囲気を作り出すことを留意しておく。そこで寄せられた情報は些細なことであってもいじめ事象情報交換会議で確認し、課題ありと判断した場合は、躊躇せず、当該学級に対して、解消・解決に向けた取り組みを開始することとする。開始に当たっては、いじめの現状や今後の取組の方針、だれがどの役割を担い、どの外部機関と連携するかなどを全教職員で共通認識・周知する。

加えて、いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学年・学級が人権尊重の風土に貫かれ、その精神がみなぎっている環境であることが求められる。このことを念頭に置き、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を全校掲げて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などのそれぞれの特質に応じ、総合的に推進していく。特に、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を

築くための具体的なプログラムをいじめ対策委員会が中心となり構築し、年間計画に盛り込み、計画・実行・検証・再計画していく。また、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼がもとなる人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことを第一義の目標とし、その達成に向けて各学年を母体としていじめ防止に取り組んでいく。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素から、いじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、いじめ課題を一人で抱え込まないこと、また、学校全体として早期発見・早期対応を大切にするとともに、起きた事象に対しては、学校体制で取り組む姿勢を常に意識し、全教職員で共通認識する。

また、児童に対しては、学校、学級内での安全・安心を保障すること。そして、そのための居場所作りを行うこと。また、誰かに相談することの重要性(相談ポストの周知)を認識させることが大切であると考え。加えて、児童の主體的活動の場として清掃活動や仲良し集会等、学級の枠を超えた縦割り活動の場を準備し、集団の一員としての自覚や自信、互いを認め合える人間関係や学校風土を自らが作り出していけるような場や機会を可能な限り設け、その必要性を全教職員で共通認識する。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童同士が円滑にコミュニケーションを図る能力を育てることが必要であると考え。そのために、児童の安全・安心が約束された学級づくりの基盤となる、生活、及び学習ルールの徹底、規律ある学習集団づくりをO.J.Tの精神を生かし全教職員で研鑽していく。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、また、その防止を考えると、我々教職員が最も研鑽を積んでいかななくてはならないことは言うまでもなく日々の授業である。児童が分かりやすい授業、誰もが達成感を味わうことができる授業を行うために、以下の3点が必要であると考え。

- ① 教材研究に情熱をかけること。
- ② 学年協働体制を大切にすること。
- ③ 校内研究を充実させること。

また、児童一人ひとりが活躍できる集団づくりをすすめるために、一人ひとりの個性を掴み、長所を褒め、伸ばすことにより、まず、教職員が児童一人ひとりと信頼関係を築いていくことが大切であると考え。それなしにして後の指導は成り立たないことを肝に銘じ、毎日児童に接していく。

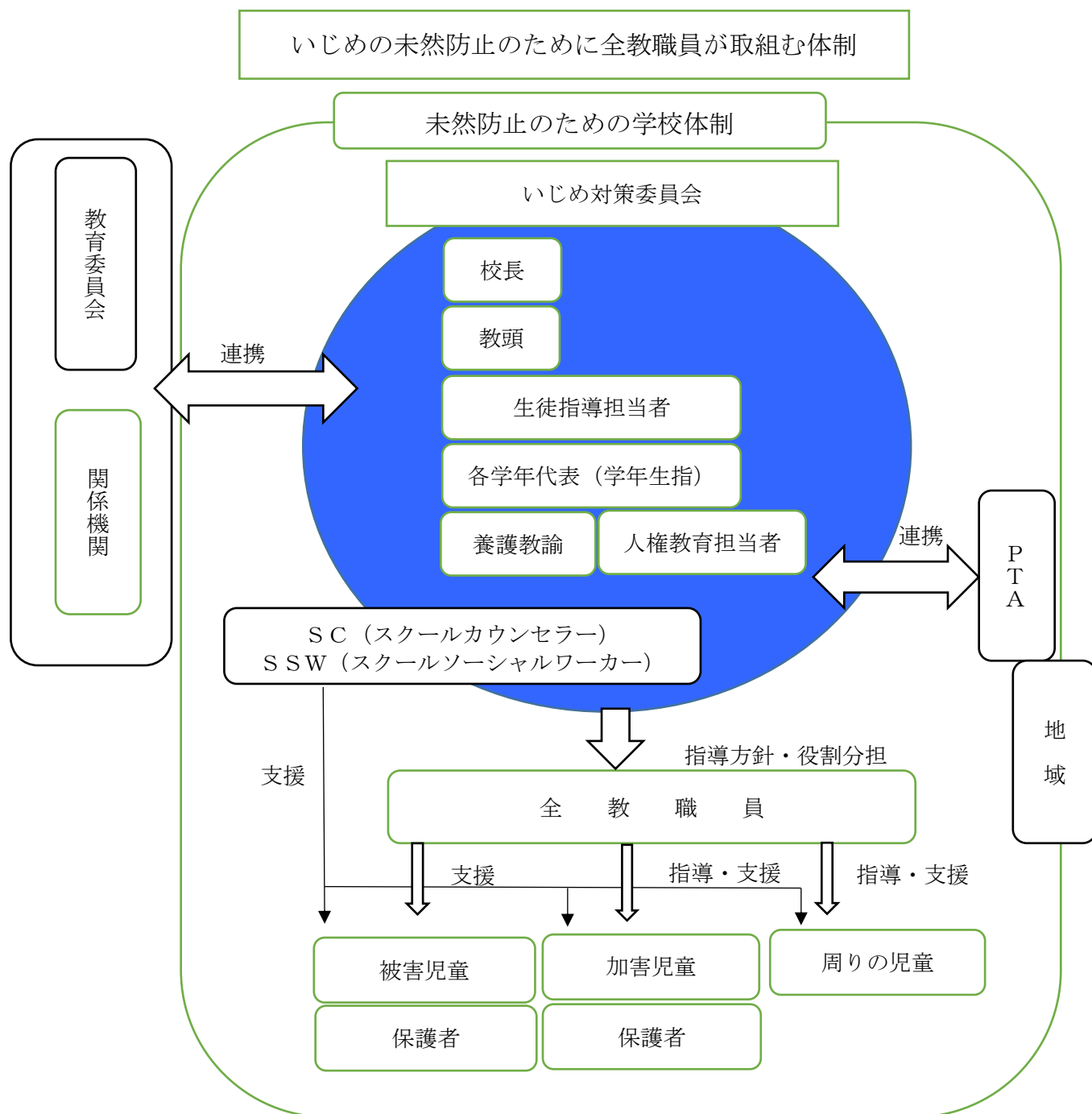
次に、児童がストレスに適切に対処できる力を育むために、我々教職員は、互いを認め合える学級集団、及び自己有用感を感じとれる学級をつくることに尽力していかななくてはならない。

そのための第一歩は、児童の話聞く姿勢を大切することであり、これは児童との信頼関係づくりでも最も重要な教職員としてのスキルであると考え。

最後に、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、我々教職員は、日々の実践の振り返りを怠らず、また、若手教員もベテラン教員も臆せず互いに自分の実践、相手の実践について児童を中心に据え、職員室で会話ができるような温和で

建設的な学校環境をつくることも重要な一面であると捉えている。

- (4) 自己有用感や自己肯定感については、上記(3)でも少し触れたが、それらを育む取り組みとして学校・学級での行事、例えば、運動会や学習発表会、持久走記録会。学級単位で行う学級活動、その他、学級内での係活動でのイベントの充実に取り組んでいく。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、防止に取り組む基盤として、児童たちに善悪の判断を付けさせるために、いけないことに対しては、基準にブレなく、毅然とした態度で接し、指導していく。



第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童がいじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

また、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人の判断しにくい形で行われることが多い。これらのことを教職員は認識し些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知していく姿勢が大切である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ必要がある。

上記のことを踏まえ、学校では以下の点を早期発見のための基本とする。

① 児童の些細な変化に気づくこと。

いじめは他の児童の目が行き届かない時間帯や場所で行われたり、遊びを装って行われたりしているなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多い。このことを全教職員が認識し、些細な兆候であってもいじめの可能性を見のがさず、早い段階から複数の教職員が的確に関わり、積極的に認知すること。

② 気付いた情報を確実に共有すること。

児童の小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、対策組織（いじめ対応会議）に報告し、他の教員とともに情報共有するとともに、迅速に初期対応を行う。

③ 学校基本方針に基づく年間計画に位置付けられた定期的なアンケート（5年間保存）を実施するとともに、教育相談の実施や、電話相談の窓口の周知等、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

④ (情報に基づき)速やかに対応すること。

アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめ情報を教職員に報告することは、多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童からの相談に対しては、必ず、教職員等が迅速に対応することを徹底する。また、早期発見の取組みやいじめへの対処の取組みが成果をあげているかどうかについて、PDCAサイクルに基づき、対策組織（いじめ対策委員会）が中心になり点検を行う。

2 いじめの早期発見の措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを学期に1回以上行う。また、定期的な教育相談としては、1、2学期に行われる保護者懇談以外にも、学期に1度行う生活アンケートの事後に担任と気になった児童による二者面談を行う。

また、必要に応じて、家庭訪問を積極的に行う。

次に、日常の観察として、以下の3点を重視した取り組みを行う。

- ア、朝の健康観察の見直し …… 担任が必ず行う。児童の朝一番の声色や表情から児童の様子や変化を察知する。
 - イ、休み時間の児童 …………… 授業中では見られない児童の様子や交友関係を把握する。そのために担任を主として教職員は休み時間に積極的に児童と関わったり、観察したりする。これを児童との信頼関係づくりだけでなく、いじめの早期発見につなげる。
 - ウ、日記指導の充実 …………… 児童の内面理解の手立てとする。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るための方法として、電話や連絡帳(情報交換)での伝達、学級だよりの発行などを活用し、児童や学級の様子を伝える手段を常に準備しておく。
 - (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、相談ポストの周知、学校便りでの呼びかけ、また、管理職や養護教諭、学年担任や専科教諭等と気軽に相談できる学校環境をつくり、児童・その保護者・教職員が問題を一人で抱え込まないよう配慮した体制をつくる。
 - (4) 早期発見の体制が適切に機能しているかについては、いじめ対策委員会、職員会議等で定期的にその体制を点検する。
 - (5) 教育相談等で得た児童の個人情報に関しては、その対外的な取り扱いについて豊中市個人情報保護条例に基づき適切に学校が管理する。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。

近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した児童が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「問題行動への対応マニュアル」を参考にして、外部機関とも連携し、取り組んでいく。

・いじめ対策組織(いじめ対応会議)への速やかな報告と組織的対応

教職員がいじめを発見し、または、相談を受けた場合には、速やかに、対策組織(いじめ対応会議)に対し、当該いじめに係る情報を報告し、組織的対応につなげる。

・いじめに係る情報の記録

各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

・事実関係の調査・確認と対応方針の決定

対策組織（いじめ対応会議）において情報共有を行った後は、事実関係の確認のうえで、組織的に対応方針を徹底し、被害児童を徹底して守り通す。

・加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取組む。

【いじめの「解消」について】

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している状態」とは、少なくとも、次の2つの要件が必要である。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること。3か月を目安にモニタリング。

・心理的または物理的影響を与える行為（インターネットを含む）が止んでいる状態が相当の機関継続していること。少なくとも3か月を目安とする。

・ただし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断さえる場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または学校いじめ対応会議の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

・教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め、状況を注視（モニタリング）し、期間が経過した段階で判断を行う。

・行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視（モニタリング）する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

・被害児童およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により現認する。

・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対応会議においては、いじめが解消に至るまで、被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

・「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には真

撃に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するように配慮する。

- (2) 担任（教職員）は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生活指導担当等に報告し、いじめの防止の対策のための組織（いじめ対応会議）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会い、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談をし、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対応会議が中心となって対応する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー（SSW）等の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への支援

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
- (2) 事実関係を聴取した後は、いじめた児童の保護者へ、事実に対する理解や納得を得た上で、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。
- (3) いじめた児童への指導では、教員として、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示し、いじめをやめさせ、その再発防止の措置をとること。いじめた児童が自己と向き合い、自分の行為の重大さを認識し、心から悔いる気持ちに至るよう粘り強い説諭や対話を行う。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも留意し、当該児童の健全な心の発達に配慮すること。また、その指導において、十分な効果をあげることが困難な場合や、いじめの行為が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、警察機関および福祉関係機関等との連携により対処する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー（SSW）等の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは加害児童に対する謝罪だけでなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を得て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成される。

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、学級または学年全体の話し合いを通して、見て見ぬふりをしていたり、面白がったり、はやしたてたりして見ていたことも、いじめられた児童にとっては、いじめに加担する行為であることを理解させ、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立っていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって、児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるように努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、外部機関等とも連携する。運動会や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。その上で、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部、外部機関と連携して対応する。書き込みの内容に名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。なお児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切の援助を求める。
- (3) 早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- (4) 児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害に関する相談の受付など、関係機関の取組みについて周知する。
- (5) パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、ゲストティーチャー等を招聘し、情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。